

第7回出雲市消防団改革推進委員会 議事録

日 時 令和4年10月3日(月) 14:00~16:00

場 所 出雲市消防本部 3階会議室

出席者 委員長

森山 靖夫 元出雲市消防長

副委員長

亀滝 和利 元出雲市消防団 副団長

委 員 (五十音順)

石飛 孝夫 出雲市消防団 副団長

大場 利信 出雲市議会議員

小村 貞雄 元出雲地域自治協会連絡協議会 会長

佐藤 康弘 JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長

高橋 義孝 斐川地域自治協会連合会 会長

竹田 豊 出雲市消防長

錦織 孝司 出雲市消防団 今市分団 分団長 (リモート出席)

本郷 創也 出雲市消防団 平田第4方面隊 方面隊長

森山 賢次 防災安全部次長 兼 防災安全課長

森脇都多江 出雲市男女共同参画センター 所長

山岡 尚 出雲商工会議所 専務理事

助言者

永田 尚三 関西大学社会安全学部 教授 (リモート出席)

事務局

金山 利宏 出雲市消防本部 警防課長

手銭 俊貴 出雲市消防本部 警防課 主査

安田 竜二 出雲市消防本部 警防課 消防団係長

岡本 讓 出雲市消防本部 警防課 主任

岡本 崇良 出雲市消防本部 警防課 消防副士長

議 事

(事務局)

皆様お疲れさまです。本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナ感染者につきましては一時より少なくなりましたが、まだある程度、感染者が継続している状況であります。当委員会の開催におきましても、感染防止対策を徹底して行っていきたいと思います。途中、換気も行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、水師委員と中尾委員が都合により欠席されておりますので、お知らせいたします。なお、永田先生と錦織委員がリモートで参加されておられます。

また、本日も発言はマイクを通していただくことをお願いいたします。マイクは事務局のほうで、都度、消毒をしながらお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

委員会開会の前に、事務局から委員の皆様にご報告があります。

9月議会において、改革推進委員会の進捗状況について議員の皆様にご説明させていただきましたが、その内容について報告させていただきます。総務常任委員会については警防課長の金山から、続いて最終日全員協議会については消防長の竹田から説明いたします。

(金山課長)

警防課長の金山です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料ですが、お手元にお配りしました資料、タイトルといたしまして、出雲市消防団改革推進委員会の進捗状況についてということで、右上に総務委員会資料と記した資料ご覧ただけましたでしょうか。

それでは、私から、9月議会総務常任委員会において、本委員会の進捗状況を説明いたしました。内容としましては、前回、第6回の委員会で意見が取りまとめられた出雲市消防団の組織再編について、次のとおり説明をしております。

まず、組織再編のコアとなります組織の構成については、資料1ページ、一番下段になります。理由としておりますけれども、団員のサラリーマン化により火災への即時対応が困難であること、常備消防の強化により、火災時の消防団の役割は初期消火対応から常備消防の活動支援へと変化していること、風水害等の大規模災害や地震災害時にはマンパワーが必要であること、そして女性団員や外国人団員などの機能別団員の導入を検討することが必要であるというような理由により、2ポツ、進捗状況、(1)組織の再編については、出雲市消防団を次の3つの団員をもって構成することが望ましいということで、まずア、火災をはじめ全ての災害に出場する団員と、イ、地震、風水害等の大規模災害に出場する団員、さらにウの機能別団員、この3つの団員をもって構成する方針が示されたことを説明しております。

裏面2ページになりますが、次に、(2)定員については、火災をはじめ全ての災害に出場す

る団員は、一定の基準を設け、見直しを行うこと。地震、風水害等の大規模災害に出場する団員は、火災をはじめ全ての災害に出場する団員とは別に、大規模災害に対応する団員を編成すること。以上の方針に従って再編することを示されたということを説明しております。なお、この機能別団員については、今回、第7回の委員会で引き続き検討されることを説明しております。

その他、(3)応援体制の確保については、資料のとおり報告をしております。

委員会の質問としては、今回の組織再編の更新に団員の意見が反映されているのかとか、進捗状況を団員へ説明されているのかという現団員を気遣われた質問や、3つの団員で組織を構成すると、どのような役割でどのような活動になるのか、また、分団員がどのように分かれるのかという構成に係る具体的な質問がありました。

まとめますと、消防団組織の将来の在り方について、よい方向に向かっていると思うと発言された委員があったように、本委員会の示された方向性にご理解をいただいたということ、この場をもって報告をさせていただきます。以上です。

(竹田消防長)

続きまして、消防長の竹田でございますが、9月28日、市議会最終日に全員協議会がありまして、市会議員の皆様の前で同様な説明をさせていただきました。そこにおいては特に質問はございませんでしたが、本委員会の方針は承諾していただいたということで思っております。以上です。

(事務局)

続きまして、資料の確認を行います。

(配布資料を説明する。)

(1) 開会

それでは、ただいまから第7回出雲市消防団改革推進委員会を開会いたします。

初めに、委員長から挨拶をいただきます。

委員長、よろしく願いいたします。

(2) 委員長あいさつ

(委員長)

第7回委員会にご参加いただきました皆様方、大変お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。また、リモートでご出席の永田先生、お疲れさまですがよろしく願いいたします。

先ほど冒頭説明ございましたように、我々が今まで議論してきた内容について、9月議会で総務委員会及び全員協議会で報告がなされ、概ね了解されたということでございます。

ここまでやってきた議論、しっかり議論してきた、こう思っておりますが、そうした公的な機関においても大筋方向性を了解いただいたということで、大変力を得た思いでございます。

また、先般の新聞報道で、昨年 7 月の豪雨災害の際に出雲市消防団が活動した内容について、総理大臣表彰を受賞された旨が掲載されておりました。市民のために究極のボランティアと言われる消防団員の皆さんが一生懸命活動された内容について、こうした形で光が当たったということについて大変良い話だなと思ったところでございます。ご同慶の至りということだろうと思います。

今日の内容については、消防操法等を含めた団員の負担軽減について、ある意味、一番皆さんの関心があるかと思われるところに踏み込んでいくこととなります。十分議論をした上で出雲市消防団にとって、つまり、それは出雲市民にとってということでございますけれども、よい方向で議論ができますように心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶といたします。今日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

森山委員長、ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行は委員長にお願いいたします。

(3) 消防団組織の将来のあり方について

「組織再編について」

(委員長)

それでは、進行させていただきます。

まずは、前回までの審議内容、先ほど議会のほうにぎっと報告していただいたということですので、詳細に及ぶ必要はないと思いますが、一旦まとめをしておきたいという事務局の意向もありますので、事務局から説明してください。

ア 前回までの審議内容の確認

(事務局)

事務局から説明させていただきます。

組織編成資料の 76 ページ、本日お配りした資料になります。そちらをご覧ください。出雲市消防団の組織再編についてということで、第 6 回委員会までのまとめとしております。

まず、先ほどの議会の報告で説明ありましたが、出雲市消防団の組織を次の方針に従い再編すること。1 ポツ、組織の編成、出雲市消防団は次の団員をもって構成する。(1)火災をはじめ全ての災害に出場し、また、全ての団活動に従事する団員。(2)地震、風水害等の大規模災害に出場し、活動する団員。(3)その他の機能別団員としておりますが、この(1)、(2)

の後に括弧書きで、(1)については、以下、基本団員という。(2)については、以下、大規模災害対応団員ということで、これについては前回までの議論であまり話に出てこなかった部分でございまして、国ではこの基本団員という呼び方が通っておりまして、国から発出される文書、また、調査票なども基本団員となっております。国や各市町村とも合わせるためにも、基本団員という呼び方をしたいと考えております。また、基本団員以外は国のほうでは機能別団員という位置づけになっております。ただし、この大規模災害に対応する団員というのは、機能別団員の中でもある程度分けられておりまして、調査票などでも大規模災害対応団員というふうに分けられている部分でして、委員会の文書の中でも大規模災害対応団員という呼び方をさせていただきたいということで、今回、括弧書きで入れております。そのため、(3)がその他の機能別団員という書き方をしております。この呼び方について今回、皆様にお諮りしたいところがございます。

続けて、説明します。2 ポツですが、基本団員の定員数の見直し。基本団員の定員数は、一定の基準を設け見直しを行う。ただし、地域の実情や特性、人口実態に配慮することとするということで、理由については先ほども議会の説明でお話ししたとおりとなっております。

続いて、3 ポツ、大規模災害対応団員の編成ということで、こちらも地震、風水害等の大規模災害時の対応力強化のため、基本団員とは別に、大規模災害に活動する団員を確保すること、そして理由としては、大規模災害時には、できるだけ多くの団員が活動に従事することが必要であるということ、また、土砂災害や河川氾濫等の危険性を考慮した定員数、これは地域性を考慮して定める必要があるとしております。

4 ポツ、その他の機能別団員については、今回、この後、議論していただき、こちらのほうに入れ込んでいくというふうに思っております。

5 ポツ、団員相互の応援体制の確保。これについては、分団相互の応援体制の確保。災害の発生状況に応じ、当該分団だけではなく、隣接分団及び方面隊でも出場を要請することにより、地域相互の応援体制を確立する。また、応援体制を整えるため、隣接分団及び方面隊での合同訓練、研修等を実施すること。理由は飛ばします。

6 ポツ、地域防災との連携。これについては、防災行政と消防行政が連携し、災害対応時の地域防災と消防団の協力体制を強化しておくこと。理由として、地震、風水害等の災害が発生した場合、各地区に開設される地区災害対策本部と消防団は連携した活動が求められる。こういう言い方にとどめております。

そして、前回もありました女性団員の拡充というところですが、前回の内容を基に事務局でまとめさせていただいております。(1)消防団員の成り手不足が進む中、消防団活動に必要な団員数を維持するためには、男性はもとより女性団員を拡充すること。

(2)女性団員の活躍について広く市民に周知すること。理由として、女性団員は分団に所属し、男性団員と同じく災害対応活動等を行う団員のほか、消防団本部、女性部に所属し、各種イベントのスタッフ、火災予防活動や住民を対象とした応急手当普及活動等を行う

団員がおり、幅広い分野で活躍している。しかし、このことが市民にあまり認知されていない。女性団員の拡充のためには、まずはあらゆる媒体を利用し、女性団員の活躍を広く市民にPRすることが必要であるとしております。

(3)ですが、女性団員の活躍を推進すること。理由、普段の消防団活動を通じて、女性ならではのソフトな面を出して地域住民と接することにより、幅広い年齢層への防災意識の高揚と、より地域に密接した消防団の姿が期待されるということで、女性消防団員の活躍の場をどんどん広げていくこととしております。

(4)女性団員が活動しやすい環境を整備すること。理由として、①女性消防団員活躍のためのガイドラインを基に、消防行政及び消防団全体で災害現場のほか、各種消防団活動で女性が活躍できる環境づくりに努める必要がある。②今までほとんどが男性団員であったことから、消防団活動の拠点となるコミュニティ消防センターには女性用の設備がない。今後、女性用トイレや更衣室など女性が活動しやすい環境を整備していくことが必要である。

今までのところが、前回までの組織再編についての委員会の意見を、事務局でまとめさせていただいたところです。内容について皆様からのご意見、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

第6回までの組織再編に関する取りまとめ内容を、再度確認のために読み上げて説明していただきました。ただ、これについては議会のほうにほぼ同じ内容が示された事柄ですので、改めてここが違うのではないかと、ここはもっとこうしたらいいのではないかとといったご意見は、この段階では出てこないかなと思いますが、ご確認いただいたということによろしいでしょうか。(異議なし)

皆さん、ありがとうございます。それでは、6回委員会までのまとめの内容については、各委員のご確認をいただいたということといたします。

続きましては、次の機能別団員という議論、前回ちょっと置いて進めてしまいました。機能別団員について事務局から提案いただきますので、説明をお願いします。

イ 機能別消防団員について

(事務局)

事務局から説明いたします。

組織編成資料の79ページをご覧ください。こちらですが、前回、第6回委員会でも機能別団員について事務局から紹介させていただき、幾つかのご意見をいただきました。その内容を踏まえて、事務局として案を用意させていただきましたので、説明をいたします。

資料79ページですが、その他の機能別消防団員について、事務局案としております。

(1)多様な住民が消防団活動に参画できるよう、個人の得意分野を生かした、また、事情に応じて特定の活動のみを行える機能別消防団員制度を積極的に推進していくこと。まず、

機能別消防団員という制度を取り入れていくこととしております。理由、少子高齢化、団員のサラリーマン化などにより、団員確保が困難となっている昨今、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別団員は、消防団の活動を補完する役割を期待されるということにしました。

(2)ですが、前回もいろいろとご意見をいただきましたけど、そういった中で導入を進めるべき機能別団員について、次のものを参考とすることにしております。

アとして、外国人対応を行う機能別団員(外国人を含む)。理由として、本市の外国人住民数は県内市町村でも最も多く 5,000 人を超え、この多くの外国人が異国での災害発生時に混乱することも考えられる。外国人を担当する消防団員がいることで、外国人を対象とした防火、防災研修や応急手当ての普及啓発活動、実災害時の避難に係る外国人対応などに生かせると考えると。こちらは、前回の事務局の説明では外国人団員というふうな形で説明をさせていただきましたが、委員さんの中から、その人に限定するのではなくて、役割をもって機能別団員というものをつくるべきだというご意見をいただきましたので、こちらのほうも外国人対応を行う機能別団員というふうに書かせていただいております。

イ、災害時の救助活動に重機等を取り扱う機能別団員。理由、土砂災害、建物倒壊現場等における救助活動には重機が必要となる場面があり、常備消防の救助隊と連携した活動が必要となるため、重機を扱える機能を持った団員を機能別団員として導入するべきと考えられております。

ウとして、火災予防、消防団 PR 等の広報活動及び応急手当て普及活動等を専門として行う機能別団員。理由としては、男女を問わず、事情により災害への即応対応が困難な人も火災予防活動や広報、応急手当ての普及活動など、時間と役割を限定することにより、消防団活動に参加でき、また、役割を分担することにより、基本団員の負担軽減にもつながると考えられるという形で、こちらのほう、事務局の案として提示させていただきました。

委員の皆様にご審議のほうをお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

冒頭では、今、一番として機能別団員の制度を進めていくということと、その理由が説明されて、どのような機能別団員を定めていくのですかということについては、外国人対応を行う機能別団員、災害時の救助活動に重機等を取り扱う機能別団員、それから広報活動や応急手当て普及活動、どちらかというところ PR や普及の方面を専門として行う機能別団員の 3 種の例示がなされたところでございます。前回に比べて、具体的な部分に踏み込んで提案があったところでございます。

それぞれ委員の皆さんの意見を伺いたいと思いますが、この内容について、まずはお尋ねなりご意見がおありの方は挙手の上、よろしくをお願いいたします。

A 委員さん、どうぞ。

(A 委員)

ちょっとこれの(1)のところの理由に、いわゆる特定の活動などに参加する、この特定の活動というのが、これを具体化することが最も大事だろうと思うのですが、例えば具体化の一例として、その(2)のア、イ、ウがあるかと思いますが、例えば、どうですか、豊橋市などでは、いわゆる小・中学生への防災教育と申しますか、そういうふうなことも行われるような人もいてもいいのではないかなというふうな気がしております。これは火災だけに限らず、地震があったときにはどうかかですね。もちろん学校教育でもやっておりますけれども、やっぱり現場で、第一線でやっておられる方たちの話というのは、すごく子供たちに、割と受け入れられるのではないかと思ったりもしています。

(委員長)

A 委員さんから、学校現場での普及啓発などにも携わる役割があってもいいのではないかという趣旨のご発言ですけど、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

もちろん将来の消防団員、こちらを担う若い世代ですね、学生とか小学生へは、こういったところへの消防団の PR と申しますか、触れ合いといったところは今後取り入れていくべきだと思っております、これを機能別団員というところにおきましては、今、ウのほうに広報とか PR、こういったところを入れておりますが、役割は基本団員がやることになるかもしれませんし、そのところは手分けをして、もちろん子供たちとの触れ合う場というのは設けていかないといけないと考えております。

(委員長)

ご発言あった趣旨は、そういった教育、学校現場へ向かっての啓発といった言葉に力点があるわけですが、そういった言葉を一言入れられますかという趣旨を含んでおると申しますよ。

(事務局)

分かりました。ウのほうにそういった言葉も入れ込んで、また皆さんにご提示したいと思っております。

(委員長)

A 委員さん、そういった事務局の回答ですが、いかがですか。

(A 委員)

それでいいと思いますが、ただ、学校などの教育課程によって決められていまして、学校

との連携を取られて、いわゆる教育そのものをより深めていく、中身のあるものにする、経験者がこういうような形で言ったほうが説得力が高いのではないかなというふうな気もしておりまして、そういうふうなことも含めた意味でのその学校との連携、あるいは分かりやすい防災教育、そういうようなニュアンスでちょっと私は言いたかったのですけれども、大体いいです。

(委員長)

ありがとうございました。

そうすると、学校教育課あたりとちょっと接触をもった上で言葉を選んでいくということになりますかね、A 委員さん。

(A 委員)

そういうことになると思います。

(委員長)

それなら、そういった方向でちょっとまとめていただきますようお願いいたします。

(事務局)

承知しました。

(委員長)

ほかの委員の皆さんからご意見等ありませんでしょうか。

外国人対応を行う機能別団員ができるということについては、防災行政の観点からも、これは歓迎できる話なのかと思いますが、いかがですか。

(B 委員)

そうですね。出雲市はやっぱり今、外国人が多いということで、情報発信のほうも実際のところ苦勞はしております。その時々でやはり発信する情報っていうのが微妙に変わってくるので、あらかじめ用意しておくものっていうわけにもなかなかいかないということで、今、国際交流のほうの外国人さんを含めて、交流員さんも含めて対応にはいろいろ協力をしていただいておりますが、なかなかその直接発信するっていうことに対しては、発信先というところが個別にという形ではない形で、やはり団体を通して情報を拡散していただくっていう形を取っております。これを消防団のほうで、こういった機能もということになれば、私、課題というのには助言することもあると思うのですけれども、ただ、いろんな発信するところが増えれば、その辺も強化できるということもあると思いますし、有効に活動ができればいいというふうには思いますけれども。

(委員長)

ありがとうございます。

特に斐川地域は外国人さん、たくさんいらっしゃると思いますが、地域ではどういったお考えをお持ちでしょうか。

(C 委員)

その前に、実は具体的に言っておきたいことがあります。今回の定数の見直しに当たり、こうした機能別消防団っていうのは大変重要な役割を果たしているのではないかと思います。そうした中で、この機能別消防団員がうまく浸透していく、役割を果たしていく、何ていうのですか、このところがどれだけ理解を市民の皆さんにさせていただいて、こういうものが導入できるのだろうかということだろうと思います。そのためには、従来の消防の非常にいい部分と、非常にその消防に対するイメージの負の部分があって、団員不足があって、いろんなこともあると思うのですが、具体的に言うと、今の、例えば分団の在り方とか組織の命令系統であるとか、もっと具体的に言えば操法訓練があるとか出初め式をやるとかいうところまでいくと思いますけれども、そういうところの区分けといいますか、いわゆる通常の団員と機能別消防団、どのようなところに区分けがあるかと。

そこに外国人という、非常に言語の違う、あるいはいろんなその生活様式が違う、そういう中で導入していった場合に、同じ共通項目があるのではないかと思います。ただ、言葉の壁だけではなくて、この地域に添った、そうした外国人の方々が深い理解と協力がないと、その意味で、特に斐川の場合は個別の企業に属している外国人がほとんどです。もう一つ、やっぱり企業に対する理解とか、そうしたところを併せてやれば、単に外国人がばらけているのじゃなくて、ほとんど同じ企業にいらっしゃるというところを少し、斐川地域だけに関していえば、ポイントを絞って対策すればきつとうまくいくのではないかと、個人的にはそう思っています。以上です。

ちょっと前段のところの区分けのところを少しご説明いただくと、ありがたいと思います。

(委員長)

前段お尋ねだったのが基本団員と、それから大規模災害対応団員、さらに機能別団員、そうした団員の区分けが発生する中で、例えば出初式に出るのはどこの範囲ですかとか、操法やるのはどこまでですかといった内部的な、当然ながら機能が違うので、機能が違うとイベントの振り分けや行事の算段も違ってくるはずだろうというお問合せなんです。対応できる部分があったら対応してください。

(事務局)

先ほどの総務委員会の結果につきましてもご報告をさせていただきましたけれども、組

織がどうなるのか、分団の区分けではどうなるのかというちょっと具体的な質問もございましたが、これにつきましては、あくまでも委員会としての方向性を示されただけにすぎず、今後、消防団の内部で進められる、再編に伴う作業部会において詳細が決まってまいりますので、ちょっと明言はできかねます。ただし、これまで採用された一定の基準といたしましうか、ルールがございましたが、これを物差しで当てはめたときにはこうなるのではないでしようかという説明はさせていただいたところでございます。

よって、先ほど C 委員からもご質問がありましたけれども、操法はどうなのか、出初め式はどうなるかというのは、最終的にはまた消防団の皆様方と詰めていくところではあるかとは思っておりますが、今、私が考えていることでありますと、まず操法、出初め式につきましては、基本団員、これは参加するようになるのではないのかと思っております。一方、大規模災害の対応団員ですね、これの参加につきましては、詳細に検討してみなければいけないかなというところでございます。その他の機能別団員、外国人に対応する団員だとか重機を取り扱う団員、こちらは対象外になるのではないかなと。操法、出初めについては参加しないのではないかなという考えにあります。以上です。

(委員長)

なかなか現時点での明快な答弁になりにくいのですが、ただ、ある部分は、定数のその他の編成についても消防団内部での検討を経ながら成案にたどり着いていかざるを得ないだろうと思っております。ただ、この委員会そのものは、答申をして終わりの委員会ではなくて、常設の委員会と聞いておりますから、答申内容が消防団内部でどのように具体化されていくのかを、我々は今後、引き続き検証をしていく立場もございませうので、いや、この部分は答申の趣旨と違うだろうといった意見も当然出てきてよろしいかというふうに思っております。そういった観点からも、引き続きよい方向になるように皆様のご助力をお願いしたいと考えております。

C 委員さん、そういったところでよろしいでしょうか。(C 委員了承)

(D 委員)

確認なのですが、この機能別団員とか大規模災害対応団員は、基本団員と同じ年額報酬と出場手当っていうのは出るのでしょうか。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

年額報酬、出場報酬につきましては、これも今後調整、検討して決定するということではございますが、今申しあげられるのは、基本団員という全ての災害活動、そして全ての団

活動を行うということに対しまして、大規模災害対応団員、これは一定の役割を持たせて、その役割に参加、活動する団員ということになりまして、おのずと基本団員とは負担が全く違ってまいります。よって、年額報酬につきましては基本団員よりは下がるのではないかなと思っております。ただし、出動報酬につきましては、ほぼ同じという考えでおります。

(D 委員)

機能別団員は？

(事務局)

機能別団員につきましても、大規模災害対応団員と同じ考えで思っております。出場された手当については、基本団員と同等。ただ、年額報酬につきましては、やはりその役割、負担に応じておのずと差が生じてくるのではないかなと。

今後決定をさせていただきますので、よろしく願います。

(D 委員)

分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

ほかにご意見のおありの方いらっしゃいますか。

E 委員さん、どうぞ。

(E 委員)

すみません、私もちょっと確認なのですが、あの機能別のところに出雲市の学生の消防団って何名かいらっしゃると、コロナで活動はできないってというような状況だったと思うんですけども、この学生の消防団っていうのも機能別のところに入ってくるような形になるんでしょうか。

(事務局)

先ほどの機能別団員の説明にもありましたように、前回までは外国人団員とか女性団員とか、学生団員っていうことで人に名前をつけていましたけれども、そうではなく、役割に機能別団員名を設けるといふふうに今回改めましたので、例えば外国人对応を行う機能別団員に学生がおられても結構ですし、火災予防、消防団啓発等の広報活動とか応急手当て、復旧活動等を専門として行う機能別団員に学生が入られても結構ですので、特にその名前は学生団員というのをなくして、役割に即した名前を、機能別団員名をつけさせていただいたというふうにご理解をいただけたらよろしいかなと思っております。

(委員長)

E 委員、よろしいでしょうか。(E 委員了承)

(C 委員)

通常の消防団員にこのような機能別団員を加えたときに、一つ課題になるのが募集の方法というか、方策というのですか、従来の消防団員は、言わば我々自治会がベースになって団の募集をし、なかなか足りて不足の中でも、そうした中でやりくりがされております。なかなか、自治会を超えての募集というのが実は現実的に非常に難しい、我々は壁に当たっております、そういうところでもどこか新興住宅地あるいは若い世代のほうになかなかこれが浸透しないというところが苦労しているところです。

そうした中であって機能別の場合には、外国人であろうが、この災害の重機等の機能別であろうが、例えば学生であろうが、誰がどのように募集活動していくかというところにおいて、ただ広報でPR しただけでは募集扱いにはならないと思いますので、ここら辺をどのような形でどのように仕掛けるのか、そうしたことが何か素案でもあるのかとかも含めてお聞きしておきたい。

(委員長)

機能別団員も含めて、全部、自治協、自治会でお願いするという話では恐らくないだろうと思います。事務局、今のところ、お考えがあったらお願いします。

(事務局)

先ほど委員長がおっしゃいましたとおり、これまでどおり、その基本団員の募集を自治会にお願いされている方面隊、分団と同じような形で、全て機能別団員の募集も自治会にお願いしますということはまずないのではないかなと考えております。これにつきましては、またここで皆様方としっかりと協議、検討しなければいけませんけども、やはり行政、そして消防団、この 2 者が協力をして、しっかりと募集活動をしていかなければいけないのではないかと。その中で自治会のご協力をいただくと、PR という部分ではまたお願いする部分があるかとは思いますが、自治会の皆さん方で選出していただくということはまずないように考えております。

また、この後も戦略的な広報とか、いろいろ委員の皆様方と検討していただく項目がございますので、またそのところでも、各委員の皆様もどのような形で募集をすればいいのかというところをしっかりと議論していただいて、今後の方向性をお示ししていただければ、うれしく思っております。以上です。

(委員長)

C 委員さん、よろしいでしょうか。(C 委員了承)

機能別団員につきましては、事務局提案について様々な意見を頂戴してきたところです。なかなかその具体的な詳細については、委員会のこの場で具体が述べられるといったものではないかもしれません。それに、先ほど C 委員が触れられましたように、例えば企業のチャンネルを通じていくといったことも当然必要でしょうし、学校といったものをチャンネルとしていく必要があるのだらうなというふうに思っております。そうした具体については、また事務局が具体化する段階で検討されるということだと思います。

ついては、この機能別消防団員の事務局案について、大筋こういったところがよりいいのではないかといいるところだと思いますが、もっとこういう点が欠けているものがあるとか、もっと追加すべきものがあるのではないかといい、補正する趣旨でのご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

(F 委員)

皆さん発言や質問をされましたので、大分私の中で解決している部分もありますけども、ちょっと確認したいのが、大規模災害に出られる団員さんと、それから機能別団員のところの、重機を使ったりなんかする機能別団員というところありますけども、これはどうなのでしょう、重なるところがやっぱり出てくるという形なののでしょうか、それとも全く別な形のものになるのでしょうか。後々、作業部会で小さいところは詰めていくという話なのですが、これは全然団員のイメージ自体が違うものなののでしょうか。

それが 1 点と、もう 1 点は、これも今後の作業部会なんかで決められるかもしれませんが、指揮命令系がどういうふうになるのかなと思っております。先ほどもありました地区で募集とか何かされるということであると、各基本団員の指揮命令系でいけると思うのですが、そうでないということであれば、例えば本団のどこかが指揮を執るとか、そういう形になるのかどうなのかなと、今の段階でのこういう形かなというものがもしあれば教えてもらいたいと思っております。

(事務局)

まず組織の構成の中で、大規模災害対応団員とその他の機能別団員ということで別項目にしておりますので、実際に自然災害、大規模自然災害において活動をするという内容については、大規模災害対応団員も、重機を取り扱う機能別団員も活動的には同じだというふうには理解をしておりますけども、一応の縦割りといいましょうか、構成という部分では(2)に属するのか、(3)に属するのかというところで別のものではないかというふうに理解をしております。

指揮命令系統につきましては(1)、(2)、これは現在と同じで、分団長の指揮下において活動する団員ではないかと。(3)のその他の機能別団員につきましては、これもまた消防団の皆さんと詳細の検討ということになろうと思っておりますが、今、私、ぱっと浮かんできますのは団長直下といいましょうか、分団とは別に団長の下で活動をする団員になるのでは

ないかなというイメージはありますが、G委員、いかがでしょうか。

(G委員)

そうですね、一旦、災害現場に実際に出ますと、これはもう分団長指揮下に入ってもらわないと、銘々こうやったのではもう全然ばらばらになりますから、あくまでも分団長指揮下。大きい災害になれば当然方面隊長指揮下になるわけですが、それと機能別で今の学生等ということになると当然、災害時ではないですから、それはまた系統が違ってくると思っています。あくまでも災害時には重機も含めて、やる場合はもう全て分団長指揮下の命令で動いてもらわないとまとまりがつかないし、また、基本団員との連携が図れないんじゃないかと思しますので、実際これが役に立つということになれば、基本団員と一緒にした訓練が必要になってくると思います。以上です。

(H委員)

その指揮命令系統のところ、一番現役の消防団員さんにとっては問題になるのではないかなと思っております。ここの委員会で、たしかI委員さんからでしたかね、基準を設けて、もう一度、基本団員を見直してはという。そこにもう一度戻るようになるとは思いますが、事務局案というか、恐らくこういう形になるのではというかまだ想像の段階ですから、資料でいうと、基本資料の17ページですね、消防団組織図というものがここにあるかと思えます。そちらのほうに、消防団の組織図ということで、現段階の組織図が載っております。基本団員、火災対応のところまで今日ご協議いただいた中で、現在は、火災はというような話になって、一度基準をつくって見直してはというお話になったと思います。

その基準で考えると、平成23年から28年にかけて行われた一つの案としては、消防団再編が行われたとき、各分団2部、12名という基準が一応そのときには作られております。これを基準に見てみると、かなり多い、要は基本団員さんがいらっしゃることになります。ただ、やはり多いところは、沿岸部、山間部ということで大きな災害があったり、人がいるところであると考えますと、でも、火災はそんなにないと考えたら、この辺にたくさん3部あったり、4部あるところを、その部分を大規模災害に切り替える。中心部、旧出雲市のほうは大抵その整備ができておりますので、そのままだでも、現状のままだでもできる。ちょっとこれはあくまでも基準をどうするかとか、この辺は、実際の団員さんとの協議が必要ですが、そういったイメージがある。そうすると、大規模災害対応の機能別の方は分団の指揮下という。さっき、その他のほうになると、恐らく今の女性部と同じようなところ、その女性部の名称が変わるようなイメージでは、私のほうはちょっと思っているところです。以上です。

(委員長)

補足説明ありがとうございました。

F 委員さん、要するに災害時の指揮命令系統は、やっぱり一本でないといけないだろうと。災害ではない平時の PR や普及活動などについては、それぞれの分団の指揮下というよりも、団長指揮下というような別の扱いでどうだろうかといった回答、趣旨でございますが、そういった説明でよろしいですかね。ご了解いただけますか。

(F 委員)

はい、イメージがつかめましたので、ありがとうございました。

(委員長)

様々なご意見頂戴しましたし、ご意見拝聴するうちに、これはこの内容を了解することよりも、これから先、具体化していくことのほうがはるかに大山に向かうような感じがするなという気がいたします。しかし、こういった外国人対応、地域柄として外国人さんとのチャンネルをとにかく増やして行って、有機的に動かす必要があるというのは、これはもう誰が考えてもそうだろうなと思われまじ、重機等を取り扱う機能別団員、そういった団員が今いないわけですので、分団の活動時にそういった方々がいてくださったら、戦力としては向上を図ることができるだろうなということも想像できます。さらに、分団の学生さんなんかも含め合わせて PR や普及啓発、救急救命などを学ぶといった部分も提案がありました。

大筋この内容で方針に盛り込んでよろしいだろうかという方は、挙手をいただけませんか。

A 委員さん、どうぞ。

(A 委員)

ちょっと確認をさせていただきます。一つ確認をしたいのですが、重機を扱える技能を持った団員ということなんですが、今まではどうですか、重機等につきましては、近くの建設会社の方に急遽お出かけいただいて、いろいろ対応しておられたんじゃないかと思うんです。それについては、それなりの災害復旧費という市の予算の中から、当該建設会社にお支払いしておっただろうと思うのですけれども、その辺りのところはどのようなのでしょうか。というのは、私が言いたいのは、そういうふうに地域の建設会社の方が、重機免許を持った方がちょっと団員になってもらえれば、それはまたそれでいいかもしれないけども、職場の問題と申しますか、その会社には幾らかもらえたけども、団員になったら出勤手当ですか、それはどうなるのか、もしその辺り、これは今後の詰めが必要になってくる分野かと思うんですが、その辺り、要するに可能性があるのかどうかということなんです。地域の建設会社ある分、ご協力を願った今までのやり方でも十分いけるのではないかなというような気が、それで場合によっては、その額の違いによってうまくいかないっていうふうなこともあるんじゃないかなと、ちょっとそのような危惧を感じるのですが、その辺り、どうでしょうか。

(事務局)

事務局からですが、もちろんこの重機隊と呼んでいいか分かりませんが、重機を取り扱える団員というところで進めていく中で、手当とかそういった協議が必要かと思われま。ただし、実際、救助活動が必要なときに、常備消防と連携した活動っていうのが、迅速な救助を進める上で必要でして、そういった場合、一緒に普段から訓練を行った上で活動いただくと、非常に迅速な活動につながるというふうに考えております。もちろん救助活動以外の、災害復旧とかそういったところは、業者としてやってもらうような形になると思います。緊急の際にすぐに駆けつけて常備と連携してやっていただくような団員というのをイメージしております。

(A 委員)

分かりましたので、それでは、そういう方向で深めていただいたらよろしいかと思。います。

(I 委員)

大変、今までもこれをやって、基本的には、その中では大体いいことではないかと思。つて。るわけですが、現実には、例えば大規模災害の関係で、うちの場合は今、自主防災隊っていうのが元の OB、別に自主防災隊規約というのをつくって、OB、大体 25 名を基準に規約をつくっておるわけですが、ただ今、宙に浮いているような状態でね、これの今の予算的なものも一応地区の寄附にもって、これは動いているわけです。例えばこういう大規模災害的なものの隊ができるということになりますと、これをそっくり入れれば、うちは本当に助かるわけです。ただ、災害時においてどういう指揮命令になるか。例えば対策本部、自治会長が直接指揮を執るかどうかは分かりませんが、正確なことを今は言うより、こういう宙に浮いとったようなのは、うちの場合は生きてくるということが言えるのではないかなと。そういう格好で考えてよろしゅうございませうか、一応お伺いしておきたいと思。います。

(委員長)

地区の災害、防災対策組織、それぞれに地区ごとにおられるわけですが、そういった地区災害対策本部の組織と大規模災害対応団員が身分的に重なっていいのか、その場合、その可否と、それから重なった場合の指揮命令系統はどっちに属するのかという 2 点の中身だったと思。いますが、I 委員さん、そんな趣旨です。事務局、お願いします。

(事務局)

まず、今のご審議いただいておりますのは、出雲市消防団の団員というところでありますので、地区災害対策本部の要員とい。いませうか、地区災害対策本部員とはちょっと別なかなという気がしております。ですので、このたび大規模災害対応団員が誕生したとしても、それがそのまま、そっくりその地区災害対に入られるというものではないかなと、そう。いう

ふうに感じております。ただ、あくまでも団長トップで副団長、方面隊長、分団長というその指揮命令系統の中で活動を行う消防団員にあって、地区災害対策本部との連携では、多分、地区災対には分団長が詰めるようになられると思いますので、そこで本部要員として協議をされて、団員に活動してほしいというような話がありましたら、しかるべき命令系統を伝わって団員が活動するようになるのかと思っております。

それは、組織としてはちょっと別ですけどというような説明をしておりますけども、一つその大規模災害に活動すると、立ち向かっていくというところでは全く一緒、一つになって向かっていけないといけないのかなという気はしておりますので、よろしいでしょうか……。

(委員長)

I 委員さん、よろしいでしょうか。(I 委員了承)

(委員長)

まあ、どちらにしたところで地区災対との連携というのは、どんな形でもってやるにしても十分連携、協力や訓練などを通じて近寄っていかないと機能しないだろうと思われまので、その辺りは十分配慮いただきたいと思えます。

それでは、先を急ぐわけではありませんけれども、その他の機能別消防団員については、大体この内容で答申に盛り込んでいく方向でよろしいでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。では、この中身でもって、文言の整理等はさせていただきますが、最終答申のほうに盛り込んでいきたいと思えます。

(4) 消防団員確保等に関する事

「団員の負担軽減」

ア 操法訓練のあり方について

(委員長)

では、次の議題ですけれども、消防団員確保等に関する事の中で、団員の負担軽減や意欲的な団活動を行う上で、今まで当然ながら中心的な課題となっておりました操法訓練のことに議論を進めていきたいと思えます。操法訓練の在り方についての議論に入っていきたいと思えます。

皆さん、こちらにご参加の方は消防操法についてある程度ご承知おきと思えますが、一応消防操法とはという観点で事務局に説明を求めますので、お願いします。

(事務局)

操法訓練の在り方をご検討いただく上で、消防操法、小型ポンプ操法をよくご存じない委

員の方もいらっしゃると思います。まず初めに、消防操法等についてご説明させていただきます。

団員確保資料、こちらの 1 ページ「消防操法とは」をご覧ください。消防操法というのは、総務省消防庁が定める消防操法の基準に基づいた様々な消防活動の基本的な動作の方法を示しているもので、我々消防職団員が訓練を行う場合に基本とするものです。この消防操法の中には、火災現場の消火活動を想定したポンプ操法があり、消防団員の皆さんが主に訓練されるのが、ポンプ車両を使用したポンプ車操法と小型の可搬ポンプを使用した小型ポンプ操法です。ここで、小型ポンプ操法について動画をご覧いただきたいと思います。

こちらの画像は、とある県の地域の大会というところでの小型ポンプ操法です。指揮者を含めた 4 名の隊員で協力して防火水槽から給水し、火災現場を想定した火点へ向けてホース延長、資器材搬送、火点的への放水を行い、撤収するまでの一連の行動を実施する訓練となっております。画面左奥にあるのが防火水槽、中央にあるのが小型ポンプです。小型ポンプと火点的、手前の的ですけども、こちらは約 50～60 メートルあります。ホース 3 本分の長さになります。

この訓練は、火災消火活動の基本的な技術を身につける上で非常に重要な訓練となります。このポンプ操法が消防団の一大イベントとなっている理由の 1 つに、全国消防操法大会がございます。操法の一連の行動をタイムや技術で競うもので、全国各地でこうして県大会などの予選会が実施されております。全国大会を目標に、日々の訓練に励む消防団もあるようです。

資料の裏面をご覧ください。操法の評価基準である操法実施要領と操法審査要領を基に、ポンプ運用やホース展張などの操作を安全、確実、迅速に行うとともに、動きの精密さを評価して、各隊員の動作の正確さや火点的の的が倒れるまでのタイムなどを減点方式で採点し、減点の少ないチームが上位となるものです。小型ポンプ操法の審査の場合は、全体を評価する総合審査、時間を評価する計時審査、隊員の行動を個別に評価する行動審査の 3 つの審査がございます。総合審査は、規律、節度、士気などの主観的評価が項目となっており、行動審査には、整列、発進、停止要領不適、号令、呼称の不明確などの減点項目が細かに示されております。審査員に対し、印象よく見せるためには動作をそろえることや正確な動きと明瞭な発声が必要であるため、時間をかけて訓練されている現状があります。

ここである分団の小型ポンプ操法の訓練風景、出雲市消防団です。動画を見ていただきたいと思います。操法大会へ挑むには、訓練の取り組み具合は各方面隊によって異なります。ある分団のコロナ禍前の訓練の一例ですが、訓練開始時間、時期は早ければ 3 月に開始されるそうです。訓練は平日の週 3 日、夜間 19 時から 21 時の 2 時間、大会前になると回数も増えて土日にも訓練される場合もあるようです。訓練には選手だけではなく、出られる団員は全員参加して訓練の補助をされるようです。平日の訓練ですので、勤務先から直接、訓練会場へ集合される団員も多く、食事も摂らずに訓練し、帰宅時間が遅くなると、そういうところで、団員ばかりでなく、ご家族にも負担がかかっているのが現状です。

続いて、資料の 3 ページになりますが、こちらは操法大会に向けての各方面隊別の年間訓練期間というところで、一連として矢印で図として示させていただきました。横軸に方面隊、縦軸に月となっております。先ほど申しあげましたように、方面隊によっては 6 月に予選会、方面隊の大会があるところがあります。こういったところは若干早く 3 月ぐらいからは訓練を開始されるというところがあります。基本的には 4 月からの訓練開始で、7～8 月の島根県消防操法大会を目指す、訓練されるというものです。それぞれの方面隊によって多少の訓練の出場隊の選出方法の違いがございます。そのことについて、次、ご説明させていただきます。

続いての資料 4 ページ、島根県消防操法大会への出場状況をご覧ください。島根県消防操法大会ですが、消防団員の消防技術の向上と士気の向上を図り、もって消防活動の進歩、充実に寄与することを目的に、7 月の第 1 日曜、島根県消防学校で開催されております。本年度につきましては、小型ポンプ操法は中止となりましたが、10 月に千葉県で開催される全国大会、こちらへ島根県から出場するためにポンプ車の部の選考会が行われております。令和 6 年度、令和 8 年度の全国大会については、表に示す形となっております。

続きまして、県内各ブロックの出場回数という表をご覧ください。島根県内の各市町村、こちらブロックで分けてあります。出雲市につきましては 48 分団ございますが、ポンプ車の部に 1 分隊、小型ポンプの部に 4 分団出ております。各地域との出場数の違いというものをご確認いただきたいと思います。

続いて、5 ページの出雲市消防団の出場分団の選出方法というところですが、ポンプ車については車両を保有するのが 3 分団であるため、こちらの 3 分団へ調整されて出場隊を決めておられます。小型ポンプについては、先ほど申しあげました 4 チームの分団が出ておりますが、分団数のバランス等から旧自治体管轄で 1 分団として、出雲方面隊 16 分団では、これまでは 6 月に市の操法、旧市の操法大会を実施しておられましたが、今後は実施しないということになりましたので、選出方法について今現在、方面隊で検討しているということです。平田方面隊 11 分団につきましては 11 分団の持ち回り、佐田、多伎、湖陵方面隊 9 分団につきましては、こちらも佐田、多伎、湖陵、それぞれ持ち回りで出場隊を決定しておられます。斐川方面隊及び大社方面隊、こちらは合わせて 12 分団ですが、こちらも斐川、大社それぞれ持ち回りで決定しておられる状況です。最後の表は近年の出場分団、こちらの状況となっております。

操法訓練について負担と感じている団員が多いのが実情であります。しかし、操法訓練は消火活動の基本操作の習得、また、火災現場での安全に活動するためにある非常に重要な訓練です。全国的にも問題となっているのは、操法大会を前提とした競技の勝敗にこだわった過度な訓練が大きな負担となっていることです。また、このことが新規入団の阻害要因となっているという指摘もございます。本来の意義は消防技術の習得であること、また、団員の負担軽減を図るということを考慮し、操法訓練の在り方について審議をお願いいたします。

(委員長)

では、説明ありがとうございました。

委員の皆さんも、消防団員、各員に対して行われたアンケートの中で、消防操法の負担感を述べられていたことについては、よくご承知だと思います。また、これに関して現場に出ても何をしたいか分からないといった、要するに実務的な能力が乏しいために、消火活動が不安であるといった声も顕著にあったかに思われます。こうした辺りと今の説明も踏まえて、各委員の意見を承っていきたいと思っております。

まず、I委員さん、操法のあり方についてお考えをお聞かせ願えませんか。

(I委員)

どこも必要でございますが、組織体ですから、何かやる場合にはやっぱり訓練が一番大事なことである、基本的なことでございます。ただ、その内容について、このアンケートの中にも書いてございましたけれども、やはり本当に実務的な、身になる、今言うように大会で優勝するための、大会のための訓練だということには問題があるのだということもかなり言っておられるのではないかと思うんですけどね。本来の仕事に合う訓練というものは絶対やるべきであって、それはやめるべきじゃないというふうに私は思っています。多少誇張して書いてあるアンケートもあるように見受けられますけど、そのように私は受け取っていません。

(委員長)

ありがとうございました。

J委員さん、お考えお聞かせ願えませんか。

(J委員)

先ほどおっしゃるとおりでございますして、消防活動をするための基礎的な動作というかですね、実施は必要であろうと思いますので、訓練自体を否定するものではないですけども、大会のための厳しい訓練はいかがかと、検討されたほうがいいのかと。以上です。

(委員長)

D委員さんもお願ひできませんか。

(D委員)

すみません、これ全国大会ですけど、全国、皆さん参加されているのですか。参加しない県とかあるのでしょうか。必ず出場しないとイケないのでしょうか。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

都道府県で1県、参加していない県があるということと、また、あと新聞等では市町村によっては、各都道府県の県大会に出ないということで、操法訓練をやめて他の訓練のほうに時間を回すという市町村があると聞いております。

(K 委員)

失礼します。自分も操法の選手として出たことはもちろんありまして、今、県操法大会、7月とかですね、たまたま自分が出たときは9月だったので、それこそ4月から9月まで練習したという経験がありまして、しかもそれが週3、4回ずっと続けたっていう記憶がありまして、結構しんどいなっていう。今でいうと、昔より期間がちょっと短いので、逆に言うと、集中的に結構練習をしちゃうっていうパターンに今はなっているような気がしています。そういった意味では、かなり団員はしんどいのではないかなというふうに思います。自分自身も操法訓練っていうところでは、訓練としてはすごく大事なものだっていうのは、自分が団員としてもやっぱり実感していますし、ここで何か芽生えるものがあったり、操法大会自体はやっぱり分団の一致団結の場の一つではあるんで、一応、そういった意味ではすごく大事ななっていうふうな思いはあるんですけど、だけど、個人的に考えると、やはり結構負担が大きいなという思いではあります。

(B 委員)

負担感というのは皆さん、よく聞く言葉なので、やはりそれはあるのであろうとは思いますが、やはり訓練というのは必要であって、消火活動もそうなのですが、例えば災害時の水防工法についても、なかなかそれ、現役の団員さんでもあまりご存じないとか、そういったことも実際問題あるのだと思うのですが、土のうの積み方とかいろんな、あると思うのですが。また、ちょうどコロナ禍で水防訓練も今、斐伊川のほうでやっておられないということもあります。やっぱりレベルを維持していくっていうこと、それから技術を伝えていくっていうことは、そういう何か訓練というものを継続してやっていくっていうのはやはり必要なので、その辺のあんばいじゃないですかね、やはり過度に負担感が特定の人にかからないようにとか、そういった配慮っていうのは組織としては必要になっていくのだろうと、それが時代の流れなのかなと思ってはおります。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

これまでのところで4方からご意見頂戴しました。基本的な訓練としては必要なのだら

うなというご意見が2名、それから訓練は必要なのだろうけど、競技に特化したあり方というのはどうなのかと、もっと実務的な、実務能力を形成するような訓練がより望ましいのではないかというところがそれぞれ1名ずつからでした。Dさんからは残念ながらその辺りの具体的な論が聞けなかったのですが。だから、訓練はやっぱり何にせよ必要なのだろうけど、その競技に特化した形で、どうしても勝利を目指して長期間、長時間ということが負担感をもたらす原因なのだろうと思います。それでは、どうやったら訓練をある程度しながら、負担軽減を図っていけるのかという観点から、ある程度具体的なこともお尋ねしていきたいと思います。

A委員さん、お考えをお聞かせくださいませんか。

(A委員)

操法大会も何回も呼ばれて拝見しましたし、夜、道端で照明をつけながら一生懸命訓練しておられる姿も何回も見ました。大変だなという感じはします。

それで、実際にいろいろその辺り聞いてみますと、やっぱり出る以上は良い成績を残したい。これはスポーツ選手と同じだと思うのですが、そういう感覚ですね。そういう中で、無理しないでもいいということはとても言えませんね。だから、その辺り、上層部の考え方になるのかなと思うのですけれども。ただ、若い人たちですので、とにかく頑張りたいという、頑張るにはやはり上に上がりたいという、競技性を強くするという、非常に難しいところなのですが、その辺りは、出雲市消防団あるいは各方面隊の全体的にそういうイメージダウンというか、それでいいわというような方針を出されればまた違っていくとは思いますが、やはりそういうふうな方針を出していけばいいと思うのですけど、雰囲気をつくるということでしょうかね、そういうふう感じております。

(委員長)

ありがとうございました。

では、C委員さん、お願いします。

(C委員)

現役の方もこの委員の中にいらっしゃるもので、誠に申し上げにくいのですけれども、今や、この消防団というと、この操法大会はもう悪名高きがん細胞みたいな格好に実はなっております、そこに消防団離れとか、なりて不足も本当に半分を超える以上の、何ていうんですか、わだかまりというんですかね、そういうのが出来上がってしまったと言っても言い過ぎではないと思います。いつだったか、山陰中央新報の左下に「明窓」というのがありまして、そこに書いてありましたが、1つは、ある若者宅に消防団の勧誘にお邪魔したらお母さんが出てきて、うちの子はお酒が飲めませんからと断りされたというエピソードがあった。もう一つは、この操法訓練というのがあまりにも操法大会に重きをおく体質的な

そのものがあって、やはり基本技術を競うんですけれども、細か過ぎる要領とか、そういった厳しい練習とかが相まって、先ほどのVTR見てもそうなんですけれども、大変だなと思います。現役の方にちょっとヒアリングもしたのですが、消防団の現役の方、特に分団長あたりは、これがあるからこそ、何かあったときに現場の事故が不可避になったと、できるんだということで、操法大会というか、操法訓練には強い関心を持っておられるんです。他方、一般の方やまだなりたての消防団の人は全くその逆で、これが大変負担に思えるというふうなことに二面化をしている現状でございます。

それで、私は、ご指摘のものは操法訓練あるいは操法大会も、そんな大きな成果もあり、そのことによって全国大会もあって、そういうふうにやっておられると思いますけれども、もう画一的に訓練とか大会に出るというような制度とか、さっき「明窓」で触れたような細かい要領なりをある程度は、やはりこういう世代の中で思い切って取っ払う必要があるのではないのかなというふうに思います。操法の訓練とか操法の大会と消防の操作というもの、あまりにも一緒に、画一的にされているのではないかと。水を出すとか、基本的な災害における現場での作業っていうのは、もちろん技術習得とか操作習得がないとこれはできませんので、そういうことを団員に広く理解をしてもらうことと、何かしら、やっぱり操法大会というものが頭にあり、それに伴い規定とかそんなのがあって、何かその箱の中に入れ込まなければいけないようなところ、非常に今の若い方々の負担感とか、そうした嫌う大きな理由があるのではないかと思います。だんだん時代も変わってきておりますので、もうちょっと合理的とか、あるいはスマート性とか、そうしたことによって、この消防団のまた1つの違った風景を地域の方に見せて、自助、共助の考え方をやっぱり深めていくというようなことが必要ではないのかなというふうに思うところでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて、E委員さん、お願いできますか。

(E委員)

皆さんおっしゃるように、訓練自体は必要なのかなと思いますが、実際に消防団が操法する場面についてはほとんどないというような、今、前回からのお話もありますので、実務に限ったところの訓練っていうのを重視していただきたいなと思っておりますが、実際に今、資料を見させていただくと、いろんな方面で、持ち回りということで順番が決まっておると。大体面倒くさいこととかそういうことについて、役とかについても面倒くさいことなんかをもう持ち回りで順番を決めてしまおうというのが大体の流れで、というようなことで思っております。この持ち回りで順番を決めてまで大会に出るというようなやり方であれば、先ほど来おっしゃっておられますように、大きな判断をしていただいてもいい時期なので

はないかなとは思っております。

ただ、先ほど別の方もおっしゃられておりましたが、この操法訓練が分団の統一っていいですか、一致団結を図るすべであるということも実際にはあろうかと思っておりますので、そのところの兼ね合いってなかなか本当に難しいのかなと思っております。ちょっと答えにはなりません、全国大会自体がなくなるということは多分ないとは思っておりますが、そのところ、全国的にも多分同じような意見が出ておるのが実態ではないのかなと思っておりますので、まず、その全国大会とか県大会で、その在り方から変えていかんことには、なかなか難しいっていうようなところがちょっと正直な感想でございます。ちょっと答えになっていませんが感想的なところでございます。

(委員長)

ありがとうございました。

F 委員さんのお立場でちょっと操法の負担軽減を図るにはどうしたらいいか、お考えをお聞かせください。

(F 委員)

失礼します。皆さんの意見聞いていて、ああ、あるほどなと思うことが非常に多いのですが、まず、私思うところの、操法の負担軽減の場合に操法とはということで考えると、先ほどの C 委員さんも言われたように、分団の幹部になると、どうしても安全管理とかそういうことを考えると、有事の際に物事が分かってないといけないので、操法というのは非常に消火活動ないしは災害活動に対して活動が凝縮して、それだけを知っていれば取りあえず団員、まずは何をするかが分かるというのが一番あるので、非常にいいものだなと思っております。逆に、新入団員とかまだ幹部にならない団員のほうは、非常に負担が大きくなっていくというふうな形というのは否めないとは思っております。

操法自体に私が思うのは、やはり団員の教育の場ではないかなと思っております。その中に規律とか、規律の中にまた操法というのはある一部分であるというふうには思っております。今でも、昔は出ておりましたけれども、集中的にやったこともあるので、1 回ぐらいだったら動きますぐらい、体は覚えているんですよ。ということは、もし火災とか水害とかそういう有事の際に、瞬発的にある程度物事の、機材の名前も含めてそういうものが分かっていないといけないし、いざというときに、あうんである程度、団員間の連携とかコミュニケーションで動けるような、しかも器具の使い方とか安全性を重視して訓練をします、その辺のところも踏まえたことができる場ではないかなと。いわゆる安全・安心の礎になる場ではないかなと思っております。

しかし、どうしても大会が近づきますと、先ほどもありましたように、毎日のように訓練をしますし、それも仕事で地元の者が少ないので、多くが市外に勤めている、このことを考えると、練習時間が晩の 8 時くらいから始まって、9 時半とか 10 時までには撤収しようね

ってという感じの遅くになりますので、どうしてもその人の、本人だけではなくて家族への影響もありますし、また、仕事への影響も必ずあるのではないかなとは思っていて、どうかとは思っておりますが、非常に大切なものだとは思っております。

ただ、負担軽減ということからすると、先般からの、毎年3月ぐらいから練習始めて6月頭に大会、県大会に出るための予選会みたいなのをずっとしていましたが、その予選会があるからこそ、みんな人が集まるというふうな感じでは思っておりましたが、今度から、なかなかその負担も大変なので、ちょっとどういうふうに出場を決めるかというのを考えましょうということをしております。それに対して、うちの分団で話をしますと、それはぜひとも考えてほしいと。というのは、ここ近年、団員の新陳代謝というか、出入りがあまりなく、どんどんここ10年ぐらい同じメンバーで、団の活動メンバーが一緒です。そうなってくると大分年取ってから今今の操法大会、スピードも要求されますので、そういうところへの負荷がかかってくるということもあります。

その辺のことを思うと、今後この操法大会のことを何とか考えて団員の負担軽減、それからイメージアップを図って、団員がどんどん入ってくれることを考えると、多少でも楽になっていくのかなと思いついて聞いておりましたけども、この操法大会自体をなくすというのは1つの教育の場がなくなるというか、少なくなるということになるのではないかと感じて聞いておりました。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

ここまでご意見聞いていきますと、現役なり消防団の指導的立場にある方はやはり1つの教育の場として、あるいは分団の縦軸みたいな意味合いで、訓練の、特に安全管理の観点からも必ず始まる前と終わった後に安全確認しますので、そういった点からも教育に非常に有効であるという、当然そういう考え方でくだらうなということで意見を承ることだけ申しあげます。ですが、そうおっしゃりながらも、方面隊での予選がなくなることによって、幾らか負担が軽減されるんじゃないかといったことについての期待感もあるわけですし、そうすると、出雲方面隊についていえば、予選会方式をやめて持ち回りにするってことが現実にはそろそろ動き出しているといったことだと思います。訓練は必要なのだけど、それがその競技に特化しておいて負担感が大きい。では、訓練として成立させながら負担感を減らすにはどうしたらいいかという、非常に落としどころの難しい部分が現実にはあっているところではあります。

そこで、G委員さん、ちょっとG委員さんから負担軽減についての考えを、聞かせていただけないか。

(G委員)

今いろいろな人から言われましたように、操法というのが昭和時代では消防団、すなわち

小型ポンプ操法が至上主義だったわけですね。それと、操法大会の成績優秀な者が優秀な団員という勘違いした時代もあったわけです。そもそも消防団員というのが地域住民の生命、財産を守る、あるいは災害を幾らかでも減少するための消防団員であって、操法大会の消防団員ではないんですね。それで、先般のここで取られたアンケートでも、592人中151が操法に対する批判とかいうこと、約25%の団員は操法、役に立たないとか、非常に辛辣な意見も多々出ておるわけです。ということは、今、若手の団員で、例えば5年間在籍しても実際、火災現場に出たことないのが非常に多くおります。

ということは、この操法やっても現場に出て役に立った形跡がないということと、それから、今ご存じのように、ビデオで見られたように、操法というのは運動会のようなものですから、運動靴を履いているわけですね。実際、災害現場に出るなら長靴履かなきゃ出られないですね、だから、本当に災害現場にマッチした訓練かということもあるわけですし、当然操法に出るには4月あるいは3月から4か月間ぐらい訓練するわけですが、40回から50回練習するわけですかね。それで今言ったように夜9時とか10時まで練習をして、その後、家に帰ってご飯食べて、あるいは洗濯してもらっていると、家族の犠牲がものすごく大きいんですね、その4か月、5か月間が。というと、その4か月、5か月間で団員の公務災害も必ず発生します。公務災害といたら操法訓練での負傷ですよ。実際、現場で出るとはほとんどない。その公務災害ってのは、操法の訓練のたびに起こる。ということは、地域の代表ですから、誰もがいいわいいわという訳にはいかないから、力入れて肉離れしたり、膝が負傷したりということは多々あるわけですので、今回、地元方面隊のほうも全団員のアンケートを取ったら、操法をやらなければいけないかと非常に辛辣な意見が出て、それより地域に合った災害に特化した訓練をもっと密にやってもらいたいと。操法だけではなくて、最近は大雨、洪水災害とかいったら、水防関係の仕事が多いわけですかね。その辺の訓練をもっと密にしてやってもらえば、地域でまだまだ役に立つのではないかということ言う意見がありまして、今回、消防団でも警防部会で今まで4分団出動していたのが、これが本当にベストかということでも今も協議中ですし、出動したくないという分団があれば、それを、例えば認めてでも、出場しないから訓練しなくていいのではなしに、地域に合った訓練、防災の訓練を特化してやったらいいじゃないかという意見もありまして、非常に今悩んでおるところです。

だから、操法至上主義というのは昭和時代の話でして、操法訓練が無駄だとは言いません。でも、そこまで競技に、競技の操法大会になっている関係で、出雲市の代表として4分団出しておるからには、やっぱり成績は必ず求められるものですから、その辺が一番悩ましいところですが、我々幹部も操法頑張れと言いながら、操法が本当に大事ですかって言われたときに、本当に現場に合った、地元の災害に合った訓練かというところは疑問にしとるところですから、今後、分団あるいは持ち回り制度がなくなっていくのではないかなと思っております。それは、団員がそこまで一生懸命しなくてはいけないかという意見が、今、昔と違って若手の団員がどんどんいろんなことで発信しておりますので、若手の団員、すなわち、その

人たちがおらんというのは災害に役に立たないというマンパワーのところで、操法のためにやめていく団員が多いのも事実ですので、今後その辺を非常に考えていかなければいけない段階になっていますし、今言われたように、出雲市では旧出雲市から1つ、平田で1つ、大社、斐川で1つ、河南3町で1つということですから、この枠組みも今後変わっていくのではないかなと思っておりますし、若手の団員の意見を今後どんどん尊重していかなければ、消防団員確保あるいは消防団活動が継続していくのは難しい今、一番過渡期に入ってきているのが事実ですので、操法というスポーツ競技の操法はもう今後どうかと、それが無駄とは言いませんけど、あまりにも競争に特化した訓練で、それで公務災害なんか出ると非常に家族から批判が出ているのも事実ですね。今、非常に考えているところでございます。ちょっと答えになりませんが、今そういう現状です。

(委員長)

ありがとうございました。

現役のご意見として、重い意見が頂戴できたかなというふうに思っております。

特にC委員さんもおっしゃったのですが、画一的なものを全ての地域にこの同じメニューで同じことをしていただいているわけですが、実は各地域の防災上の課題というのは決して画一的ではないわけですね。そうすると、各地域によって実際はもっとやりたい実務的な訓練っていうのはあるのではないだろうかということをご示唆いただいたわけですね。つまり、操法を選択できるという形も必要、変更も必要ではないだろうかということでした。今までをざっとまとめるのもいささか乱暴ですが、要は何らかの安全確保も含めて訓練は必ず必要であると。実務的な訓練、実務的な能力を身につけていただくのも望ましい。そうして、また地域課題に応じた各地域に必要な災害対応が求められている。そういった辺りで、画一的な総合操法を全分団が必ず取り組まなければならないものかどうなのかという部分に、もう既に疑問があるだろうということでした。また、消防団にはほかに、そうはいつでも消火活動の基本はきちんと消防団として持っていてもらわないといけませんし、救急救命だったり、水害対処といった様々な部分がございますので、そういった、言わば地域の実務に根差した訓練のほうが、画一的な競技に特化した訓練よりも優先されるべきではないだろうかという部分については、それぞれ皆さん、いや、そうではないとおっしゃる意見はないと思いますが、今までのご意見を聞いてる限りはそういった観点っていうのはもう見えてきたのかなと思いますが、その点についていかがお考えですか。

(I委員) そのとおりです。

(委員長)

ありがとうございます。

そうしますと、そういった片方で、出雲方面隊は毎年 6 月にやっていた予選方式をやめるということをして F 委員さんから伺いましたし、県大会出場チーム、4 チームだった中身も、先ほど G 委員さんの意見だと、検討がされているということ、恐らく減らす方向での検討だと思えます。また、そういった希望を募る、地域の分団のおかれた災害対応の中で操法を選んでいるところがあってもいいし、ほかのことを選ぶところがあってもいい、選択制といったことも提案いただいた。要は予選会をやめるライン、出場隊数を減らすなり、各地域におかれた必要な訓練を選択していく。その中では操法を選択しない地域があってもいいのではないかとこのところ今ざっとまとめられるところですが、ここまでのところについて皆さん方、ご賛成いただけますでしょうか、反対だというご意見はありますか。

操法大会の予算を執行されなければならないお立場だと、その予算の執行の筋道と今ここでまとまりつつある議論は、ちょっと画期的に方向性が違うものですから、H 委員さん、ちょっとご意見を聞かせてください。

(H 委員)

予算のことを言いますと、それは意外と予算がかかっております。非常に地域のためになるもの、それに予算をつけるべきですけど、それが実際のところ操法が、先ほどお話を聞いたところでは、本当に地域のためになっているのか、それが本当に予算化してどんどんやっていくべきなのかということ、今後、その方向性は出して行って、よりよい活動をしてもらうような、そちらのほうに予算が組めるようになると本当は良いと考えております。

あと、全国的な話を全国の委員会でもやっておられるようですが、同じような問題でして、やはり実践的な訓練を実施しなさいという、全国の委員会のほうでも出ておりました。また、実際、操法も要領が少し変わってきています。規律のところはかなりなくなりまして、全国的にも少し変わっておりますし、県レベルでも他県では毎年やらない県大会、隔年でしかやらないと。鳥根県も今年から開催地を持ち回りではなくて消防学校で行うなど、どこも少しずつではありますが、負担軽減の方向性で向かっていることは確かです。以上です。

(委員長)

永田先生、操法を、国が全国大会をやる、各県が県大会をやるということで、今までは昭和の古い消防操法というのがずっと画一的な形で広まってきたわけですが、当委員会では、どうもちょっとそういう方向性ではもうないだろうという意見を集約しつつあります。先生のお立場から、全国の消防団における今後の操法大会の在り方みたいなものについて、お考えがありましたらお披露いただけますでしょうか。

(助言者)

分かりました。この操法訓練に対する不満の話というのは随分昔から実は内々にはあった話なんですけど、この話が物すごく表に出てくるようになったのは、特にマスコミで報道

するようになったのは、恐らく一昨年ぐらいのNHKの報道があった辺りからかなという気がしております。この辺りから、その前からなんですけど、ツイッター分析なんかをすると、やっぱり操法訓練に対する不満の声というのが非常に多い。SNS分析をすると、報酬問題に対する不満より、実は操法訓練に対する不満がネガティブな意見としては圧倒的な割合を占めているというような状況がございます。やっぱりそういう状況の中で、何らかの対応ってというのは今後していかなきゃいけないんじゃないかということ、私自身もずっとマスコミなんかでも言わせていただいていた部分があったんですけど、ですので、考え方としては、今日お話をされた話に私、全く同意見で大賛成でございます。

国も、比較的この操法訓練の話に関していろんなちょっとしがらみがあって、腰が非常に重かったんですけど、総務省消防庁が今年に入ってからかな、かなり思い切った話をだんだんとされ始めているかなという気がしております。その中で出てきているのがeラーニングなんかで、変えられるところはeラーニングなんかを活用したらいいのではないのかってというような話とか、あと、この話はずっと早くしろよと、もしそうだったら、もっと早くから明らかにすべきだったというふうに考えておりますが、操法大会への参加は義務ではないというようなことを国が、総務省消防庁が言われるようになってきたということがございます。おとしのNHKの放送辺りから、自治体なんかでもそういう議論を表立ってされるようなところが出てまいりました。

多分、私の認識では、千葉県の下妻市ですかね、というところが最初じゃないかなと思いますけど、あそこが操法大会への参加を取りやめるっていう決定をされた。その後、幾つかの自治体が操法訓練、操法大会の見直しという話を打ち出され始めていますけど、幾つかのパターンがあるのかなというふうに思っています。1つは、市の操法大会そのものを取りやめるというようなパターン。それから、操法大会、上位の県とか国の操法大会への参加を取りやめるというようなパターン。それから、地域によっては操法大会、実は上位の操法大会に出るまでの間に地区での選抜大会とか、そういうのをもういっぱい積み重ねて、そこで勝ち残ったところが県大会、全国大会に出るといふようなところがあったりするんですけど、そういうところの負担を軽くするといったような取り組みをされているようなところとかですね。あとは操法大会そのものをやっぱりもっと地域の、こちらのほうでも議論があったように、地域の実情に合ったような形で少し見直していくべきなんじゃないのかという取組を今、試行錯誤されているようなところとか、そういう幾つかのパターンがあるのかなという気がしております、操法大会の見直しという話の中で。

いずれもやっぱり検討していく必要がある話ですし、操法大会は、私もその合理性っていうか、操法訓練そのものは、それなりに重要なものだとは思っているんですけど、意味がないとは全く思わなく、当然、士気の確保、向上とか、あるいはポンプとかの操法のやり方を、一律的ではありますけど、非常に手際よく皆さん覚えられっていう意味でのメリットですね。それから、安全管理というところで、それなりにやっぱり意味のあるものだし、これは無くすまでの議論はする必要はないのかなって思っているんですけど、

やっぱりそのところの、ただ、操法、ご負担が大きいということで、やっぱりこの委員会の目的はそうだと思うんですけども、消防団がなくなってしまったら操法訓練も何もなくなってしまいうわけで、ただ、今、若い方が入らなくなって、やっぱり消防団そのものが今後、数十年先に維持できるか否かというところが非常に大きな問題になっています。そういうことでいうと、やっぱりそういうことに重きを置くのでしたら、この操法訓練、かなり大胆な見直しというのをここでやっていく必要性というのが、やはりあるんじゃないかなという気が個人的にはしております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

国も徐々に方向性が今、変化してきているということでございました。私、先ほど委員長として自分で皆さんの意見を取りまとめながら、果たしてこれでいいのだろうかと思っていましたけども、今、大変心強い気がしております。先生も、今後もそういった全国的な傾向なり特徴的な自治体等の情報がありましたら、お示しいただきますようお願いいたします。(助言者了承)

それでは、操法についてはある程度まとまってきたと思います。事務局、大体取りまとめ大丈夫ですか。(事務局了承)

例えば操法への出場の、操法じゃなくて地域ごとの防災課題に取り組んだ訓練ができるようにという、操法を1つの選択肢にという意味合いだと思うのですが。かといって、操法を希望される方にとっては、操法大会というのがあるのも悪くはないわけですね。今はどのくらい希望されるのかは蓋を開けてみないと分かりませんが、あくまで画一的なものを、必ずこれをやりなさいということではなくて、実情に合った実務的な訓練にシフトしていきましょう。そうした中で操法大会、操法が必要だというところがあれば、そういう選択肢としていいですよという。要するに地域の選択に委ねていこうということ。同時に団員が望む実務的な訓練というの、これをしっかりと広報活動していかなければいけないんだということですね。そういった方向で皆さんよろしかったですかね。大変大きな内容変更を伴うところとなりまして、ちょっとどきどきしておりますが、事務局のほうでは今日の議論の方向をちょっと取りまとめていただきますようお願いいたします。

イ 各種行事の見直しについて

(委員長)

それでは、時間も少なくなってきましたけれども、もう一つだけ議論をさせていただきたいと思っております、行事の見直しという部分についてですが、実は各方面隊もそうですし、団本部もそうですが、年間、様々な行事に従事しております、これも負担感の1つの問題となっていると思います。行事の見直しについてちょっと話をできるところまでしていきたいと思っておりますので、現状について事務局から説明お願いできますか。

(事務局)

資料の 6 ページをご覧ください。A3 の資料になっております。消防団の年間行事予定ということで、こちらは令和元年度、コロナ禍前の行事予定になりますけども、左側に消防団全体の行事、右側には各方面隊それぞれの行事をまとめてみました。先ほど操法の負担のお話もありましたが、操法以外にも消防団におきましては各種訓練、会議、点検、研修等々、様々行事がございます。11 月秋と 3 月の春には火災予防運動というところで、防火パレードや一般家庭防火診断、こういったものも実施されております。様々ある、こうした年間の行事なんですけど、団員の負担を考えれば、見直せるものは見直していかなければならないと考えております。

例えば出雲市消防出初め式、これまで毎年 1,000 人規模で車両観閲、分列行進、通常点検、式典を行ってきました。消防団はこの出初式の後に各方面隊ごとに地元へ帰って、方面隊の出初式、こちらも行っておられます。団員の負担軽減のためには、地元住民の前で一斉放水などをする方面隊出初め式をメインとし、出雲市消防出初式は参加人数を絞るなど、スリム化を図ることも必要ではないかと考えております。行事のスリム化、活動の分散化などの団員の負担軽減が図れるものについては見直していくことというような文面を答申に盛り込んでどうか、このことについて審議をお願いいたします。

(L 委員)

行事のことですけども、今、消防団といたら一般的にはこういうことを、出初式とか消火をやるんだなと思っておられると思いますけども、それと、もう一つ大事なことがあるんです。消防団イコール水防団っていうことになっていますので、大雨のときの、洪水のときの避難誘導だとか土のう積みとか、そういうのが大体梅雨のところから 10 月ぐらいの台風シーズンまではあるということは、頭の中へ入れておいていただきたいと思います。以上です。

(委員長)

年間行事を粛々こなしているだけではないよと。梅雨時期には別のイベントがありますよという趣旨での補足でございました。まあそうですね。それには、それぞれ地区で時期を問わず火災等あれば、またその対応もあるということです。事務局からのお話でも、D 委員から出初式について何かご意見があったということを聞いていますが。

(事務局)

事務局からですけど、第 5 回委員会の資料で事前に意見を出してもらいました。その中で、出初式について規模縮小してはというような趣旨のご意見を D 委員のほうからいただいておりましたが、その件についてご意見いただければと思いますが。

(D 委員)

すみません、思い出しました。出初め式のパレードや訓練は中止して、方面隊長以上が出席して、活動報告とかを行うようなものにしてはどうかということを意見として出しました。

(委員長)

それは全体としてドーム 1,000 人から動員してやるようなことはしなくても、方面隊長以上の方々が出初めをやって、後は地元に戻って、地元の出初めを重視したほうがいいではないかという趣旨ですよ。ありがとうございました。

出初めのこともですが、このことについては、事務局からは行事のスリム化や活動の分散化など、団員の負担軽減が図られるものについては見直していくという文面を、答申に盛り込んではどうかがございましたが、これは、もう文章として盛り込むことについてはやぶさかではございませんよね。といったお話は、当然ながら見直すべきものは見直して行って、過剰なものは減らしていく、負担軽減、スリム化を図るというのは当然この委員会の趣旨にもなると思いますので、この事務局からの提案については皆さんご賛同いただけますか。よろしいですね。(各委員了承)

(委員長)

ありがとうございました。

大体予定時刻になりまして、行事の見直し等、ここまで進めたいねというところに何とかたどり着くことができましたので、ポンプ操法大会のことで大分白熱したこともありまして、そろそろ今日の会議は終了したいというふうに思っております。

(5) 次回の検討内容について

(委員長)

続きまして、ちょっと取り残しのことが、まだこれからやらなければいけないのが、魅力的な団活動であったり、モチベーション、雇用者、地域の理解と協力や広報活動についてまだ少し荷物とした取り残しがありますが、それは次回に送らせていただいて、次回で議論させていただきたいと思います。つきましては、次回の日程を協議させていただきたいと思います。議会の日程等々の都合もあるようでして、事務局としては 11 月 16 日水曜日から 18 日金曜日までのところで第 8 回の委員会を開催したいということがございます。16 日から 18 日のところで、この日は都合が悪いというご意見がありましたら伺いたいと思います。

(各委員) ～調整～

(委員長)

それでは、11月16日の14時からとさせていただきたいのですが、永田先生、よろしいですか。(了承)

各委員の方々は、これでご都合いかがでしょう。(各委員了承)

では、次回、第8回は11月16日水曜日の14時から当会場で行うことになります。

事務局、よろしいですね。(事務局了承)

(6) 閉 会

(委員長)

それでは、以上をもちまして第7回の委員会を終了したいと思います。委員の皆さん、リモートで参加の皆さん、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。